

郵送による住民票・戸籍証明書等の交付請求書

令和 年 月 日

太線枠内を記入し、必要書類を同封して、下記宛に郵送してください。



- 委任状
- 資格証明書
- 戸籍・裁判所謄本

請求手続 を行う人	住所	電話番号 ()	
	氏名	生年月日	年 月 日
		大・昭・平・令・西暦	
請求者	<input type="checkbox"/> 手続きを行う人と同じ 請求者本人が請求手 続きを行うときは記載は 不要です。	住所	電話番号 ()
		氏名	生年月日
		大・昭・平・令・西暦	年 月 日

1	住民票	住所	鹿屋市 <input type="checkbox"/> 請求者に同じ	世帯全員分(謄本)	通	
		フリガナ	生年月日	個人分(抄本)	通	
		世帯主の氏名	大・昭・平・令・西暦	除票(謄本・抄本)	通	
		フリガナ	年 月 日	記載事項証明書	通	
		必要な人の氏名	生年月日	一般証明書	通	
		大・昭・平・令・西暦	年 月 日	記載事項	<input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 本籍(国籍) <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 (理由)	
請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体に提出するため <input type="checkbox"/> その他	理由	<input type="checkbox"/> 外国人事項 <input type="checkbox"/> その他 ()	00円		

2	戸籍	本籍地	鹿屋市	戸籍	全部事項証明(謄本)	通		
		フリガナ	筆頭者の氏名	除籍	全部事項証明(抄本)	通		0円
		フリガナ	必要な人の氏名	改製原戸籍	全部事項証明(謄本)	通		0円
		フリガナ	必要な人と請求者の関係	附票	全部事項証明(抄本)	通		
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属 <input type="checkbox"/> 直系卑属 (父母又は祖父母) (子又は孫)	どの住所が必要ですか。	身分証明書	通		00円
		フリガナ	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体に提出するため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	受領証明書() <input type="checkbox"/> 上質紙	戸籍の記載事項証明書	通		0円
フリガナ	上記に該当しない場合は請求理由を記載してください。	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体に提出するため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	()届書の記載事項証明書	通	0円			
フリガナ			その他証明()	通	0円			

- 1 電話番号 日中(8時30分~17時)に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
- 2 同封書類 次の書類を同封してください。
 - (1) 本人確認書類 (請求手続きを行う人のもので、運転免許証・個人番号カードなど、現住所が記載されているものの写し)
 - (2) 委任状などの権限書類 (請求手続きを行う人が代理人の場合に必要です。)
 - (3) 手数料分の定額小為替 (郵便局で購入できます。受取人欄は記入せず、白紙のまま同封してください。なお、手数料は事前にお問い合わせください。)
 - (4) 返信用封筒 (自分の宛先を書き、切手を貼ったもの。証明書の送付先は、原則として手続きを行う人の現住所です。お急ぎの場合は速達料金を追加してください。)

住民票など	1通200円
戸籍	1通450円
改製原戸籍・除籍	1通750円
戸籍の附票	1通200円
身分証明書	1通200円

<input type="checkbox"/> 本人確認	
合計	円
受付	審査

3 その他

- (1) 交付判断に当たり、資料の追加送付をお願いすることがあります。
- (2) 住民票写しは、請求がない限り、続柄、本籍等を省略して交付します。
- (3) 謄本は世帯等の全員を、抄本は「必要な人の氏名」欄の人のみ記載したものです。
- (4) 戸籍は過去に作り直しが行われています(古い戸籍は改製原戸籍と言います。)。このため、戸籍や附票は、必要な記載事項により複数に分かれることがあります。
- (5) 期間に余裕を持ってご請求ください。郵便事情により10日程かかることがあります。

4 偽り、その他不正の手段により証明書の交付を受けた場合は、刑罰が科せられます。

〒893-8501
鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市役所市民課 郵送担当
0994-43-2111(内線3153)